

# 千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例（案）の概要

県土整備部都市整備局住宅課

## 1 改正理由

千葉県では、国の「こども未来戦略」や「千葉県こども・若者未来プラン」等を踏まえ、子育て世帯に対する支援として、県営住宅における子育て世帯限定住宅の提供や、一般世帯より子育て世帯の当選確率を高くするなど、子育て世帯向け住宅支援を推進しています。

しかし、子育て世帯は、食費や教育費等の支出が継続的に発生するなど、経済的負担が大きく、また、こどもの成長に伴い必要となる居住面積や住環境を確保する必要があります。

そこで、県営住宅における子育て世帯の収入基準等を緩和することにより、より多くの子育て世帯が県営住宅に入居できるよう、千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正します。

## 2 改正内容

### （１）子育て世帯に係る入居収入基準の引上げ等

県営住宅では、小学校就学前のこどもがいる子育て世帯を裁量階層として、入居収入基準額を月額 21 万 4 千円以下としてきましたが、裁量階層となる子育て世帯のこどもの年齢を 18 歳未満に拡大し、同基準額を公営住宅法施行令に定める上限である月額 25 万 9 千円以下に引き上げることとします。（住宅地区改良法に基づく改良住宅については、月額 13 万 9 千円以下から、月額 15 万 8 千円以下に引き上げます。）

また、入居者又は同居者が妊娠中の場合も、子育て世帯と同様に扱います。

### （２）その他所要の規定整備

## 3 施行予定日

令和 9 年 4 月 1 日